

令和3年7月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年7月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

5番	江上 哲夫 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
19番	中村 裕 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員

欠席委員は次のとおりである。

赤司 久美 委員 秋永 憲一 委員 今村 裕一 委員 内田 正隆 委員
大石 敏裕 委員 甲斐サエ子 委員 鳥越 文夫 委員 林田 高夫 委員
山口 啓一 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局 おはようございます。定刻になりましたので7月の農業委員会総会に入りたいと思います。

まず、総会にあたりまして報告いたします。本日は現委員数24名中15名出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立をしております。

それでは、総会に入る前に議案の訂正がございます。申し訳ございませんけども、議案集の8ページ、第3号議案の審議番号6番でございます。これにつきましては、7月8日に申請人の方から取下げがございましたので、恐れ入りますけどもこの場で議案から削除をお願いします。あわせまして、地図のほうも地図ナンバーの8番でございます。こちらのほうも削除をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、会長よろしくお願いいいたします。

議長 皆さん、おはようございます。大変、お忙しいところ会議に御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまより7月農業委員会総会を開催させていただきます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

審議番号12番は、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中の審議番号18番と関連のある案件でございますので、第3号議案の中で一括して議題といたします。

また、第1号議案、審議番号11番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は審議番号11番とそれ以外に分けて審議をいたします。

議席番号**番、****委員の退席を求めます。

それでは、審議番号11番について、事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので、付議いたします。

所有権移転、4ページをお願いいたします。西部地域、11番1件です。

以上、審議番号11番につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準

に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第1号議案、審議番号11番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号11番は可決されました。

審議番号11番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、**委員の出席を求めます。

***委員に報告をいたします。審議番号11番は可決されました。

続きまして、第1号議案のうち審議番号11番及び12番を除く議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので、付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から、4ページ9番までの9件です。

4ページをお願いいたします。

西部地域、10番、1件です。

以上、審議番号1番から10番までの案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案のうち、審議番号11番及び12番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち、審議番号11番及び12番を除く議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
西部地域、1番、2番の2件です。
なお、審議番号1番の案件につきましては、県農業会議の諮問案件となっております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会から審査結果報告についてでございますが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
また、審議番号1番は、許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。
続きまして、第1号議案の審議番号12番及び第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の地上権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
5ページをお願いいたします。
地上権設定、西部地域、12番1件です。こちらの案件は営農型太陽光発電設備の設置に伴い、農地の上に地上権を設定するものとなっております。第3号議案、18番と関連案件となっております。
以上、審議番号12番につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
続きまして、7ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
東部地域、1番から、8ページ6番を除く、9ページ10番までの9件です。
10ページをお願いいたします。
西部地域、11番から、13ページ24番までの14件です。
11ページ、審議番号18番につきましては、第1号議案、12番と関連案件となっております。
なお、こちらの11ページ、審議番号18番及び13ページ、審議番号23番につきましては、県農業会議の諮問案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている
ということで、割愛させていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 ちょっと教えていただきたいんですけども、地上権設定の件で、18番で、一時転
用期間が許可後から10年間、それで太陽光を設置するという中で、太陽光は20年間
だろうと思うんですけど、一時転用を10年間許可して、その後また更新というよう
な形を取られるんですか。

事 務 局 お答えいたします。
こちらの営農型太陽光の発電設備においては、通常の太陽光発電の転用許可とは違
いまして、あくまで一時転用ということで、農地の上のほうに発電設備をしながら
下のほうでは野菜やいろんな作物を作付するという営農型太陽光発電設備という一
時転用の案件とまざっております。
その一時転用期間においては、通常、農用地は3年間です。3年ごとにその状況を見
て、再度、一時転用期間が切れたら更新のための転用許可申請をもう一度行って
いただき、その都度、その営農状況とかも含めて総合的に許可ができるかというの
を判断することになっております。
こちらの案件につきましては、農地の所有者である方が市の認定農業者ということ
で、認定農業者の場合はその一時転用期間が3年から最長10年間まで延長できる
ということに規定上なっておりますので、今回はその規定に当てはまっており、10年
間というところになっております。
説明は以上です。

議 長 他にございませんか。

委 員 農用地では、営農型太陽光発電の許可は下りるわけですか。

事 務 局 はい、一時転用として、農地区分に関係なく設置をできるようになっております。

委員 これは、確実に実行されるということですね。太陽光が作られるわけですか。分かりました。

議長 ほかにございませんか。

「無しの声」

議長 他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

なお、採決にあたりましては、第1号議案、審議番号12番と、第3号議案に分けて採決をいたします。

それでは、第1号議案、審議番号12番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号12番は可決されました。

続きまして、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。

また、審議番号18番及び23番は、許可相当として、県農業会議への意見聴取いたします。

続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。

第4号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので、付議いたします。

西部地域、1番から3番までの3件です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番から、16ページの5番までの5件です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定が求められたので付議いたします。
第1区、1番、2番の2件です。
18ページをお願いいたします。
第2区、3番から、19ページ6番までの4件です。
第3区、7番から9番までの3件です。
20ページをお願いいたします。
第5区、10番、11番の2件です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。
続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。
したがいまして、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、
字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任さ
れたいと思います。異議ございませんか。

「無しの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他
の整理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10
条第2項の規定により、14番、田中修二委員、23番、柳壽祥委員をお願いいたしま
す。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。